

議会運営委員会
協議事項
全員協議会

令和3.3.9(火)午前10時
令和3.3.10(水)午前9時30分

- 1 本会議における東日本大震災犠牲者に対する弔意について

- 2 追加議案について
 - (1) 令和2年度浜松市一般会計補正予算(第10号)
 - (2) 浜松市介護保険条例及び浜松市国民健康保険条例の一部改正について
 - (3) 浜松市立小中学校空調設備整備事業に関する契約の一部変更について
 - (4) 市有財産の無償譲渡について(万斛庄屋公園建屋)

- 3 本会議4日目から6日目までの運営について
 - (1) 議事日程・議事の順序について
 - (2) 議案付託件目表について

- 4 意見書の調整について(2月12日協議事項の別冊参照)
 - (1) 持続的な污水处理システム構築に関して国の支援を求める意見書(自由民主党浜松提出)
 - (2) 新型コロナウイルス感染症の影響による自殺防止対策を講じる地方公共団体へのさらなる財政支援を求める意見書(自由民主党浜松提出)
 - (3) マイナンバー制度における窓口対応等の改善を求める意見書(市民クラブ提出)
 - (4) 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律及び地方自治法第203条の改正を求める意見書(市民クラブ提出)
 - (5) 地方自治体のデジタル化の着実な推進を求める意見書(創造浜松提出)
 - (6) 2050年二酸化炭素実質排出ゼロに向け地方公共団体への予算措置を求める意見書(公明党提出)
 - (7) 生活保護制度の改善を求める意見書(日本共産党浜松市議団提出)
 - (8) 公立・公的病院の再編・統合に関する意見書(日本共産党浜松市議団提出)

5 令和3年の組織改正について（その2）（全協で説明）

6 浜松市議会会議規則の一部改正について

7 内部統制評価報告書の取扱いについて

8 5月定例会の質問等について（議運のみ）

総行政第31号
令和3年3月4日

各都道府県知事
各市区町村長 } 殿

総務省大臣官房地域力創造審議官
(公印省略)

東日本大震災十周年追悼式の当日における弔意表明について

標記について、別添写文書のとおり政府における措置が決定されましたので、お知らせします。

貴団体におかれましても、政府の措置と同様の方法により哀悼の意を表すよう御協力をお願いいたします。

(連絡先)

総務省地域力創造グループ地域政策課

担当：酒川・枝川

電話 03-5253-5523

FAX 03-5253-5530

府 総 第 101 号

令和 3 年 3 月 2 日

総 務 大 臣

武 田 良 太 殿

内 閣 官 房 長 官

加 藤 勝 信

東日本大震災十周年追悼式の当日における弔意表明について（依命通知）

標記について、別紙のとおり閣議了解されましたので、貴省においても御協力願いたく、命により御依頼申し上げます。

また、貴省部内及び関係者（独立行政法人、特殊法人等を所管する省におかれては、当該独立行政法人等を含む）への周知方、よろしくお取り計らい願います。

併せて、貴省部内及び関係者に対して、本追悼式中の一定時刻（午後 2 時 46 分）に黙とうを捧げるよう周知方、よろしくお取り計らい願います。

なお、貴殿におかれましては、地方公共団体を始めとした関係機関への周知等に御協力をお願いいたします。

おって、弔意表明に際しては、下記事項に御配慮願います。

記

弔旗掲揚については、「大喪中ノ國旗掲揚方ノ件」（大正元年 7 月 30 日閣令第 1 号）に準拠し、竿球は黒布をもって覆い、旗竿の上部に黒布を付することとするが、弔旗として半旗掲揚の慣行のあるところでは、それに従ってもよいこと。

東日本大震災の弔意表明について

〔 令和 3 年 3 月 2 日
閣 議 了 解 〕

東日本大震災発災十年となる 3 月 11 日に、哀悼の意を表するため、次のとおり措置するものとする。

- 1 各府省においては、弔旗を掲揚するとともに、各公署、学校、会社その他一般においても同様の措置を採るよう協力方を要望すること。
- 2 国民各位に対して、震災の発災時刻（午後 2 時 46 分）に黙とうを捧げるよう協力方を要望すること。

追加議案

1 令和2年度浜松市一般会計補正予算（第10号）

繰越明許費の追加 14件 3,074,300千円

2 条例議案

- (1) 浜松市介護保険条例及び浜松市国民健康保険条例の一部改正について
新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正に伴い、新型コロナウイルス感染症の定義を見直すもの

3 その他

- (1) 浜松市立小中学校空調設備整備事業に関する契約の一部変更について
令和3年4月の学級編成等により整備教室数が増えたため契約金額の変更を行うもの

(2) 市有財産の無償譲渡について（万斛庄屋公園建屋）

P a r k - P F I 制度による万斛庄屋公園利活用運営事業の実施に伴い、建屋を事業者の資産として改修し、運営することで、公園の利用促進と地域の活性化につなげるため、無償譲渡するもの

議 事 日 程 (第4号)

令和3年3月10日(水) 午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員指名
- 第 2 代 表 質 問

議 事 の 順 序 (第4日)

令和3年3月10日(水) 午前10時開議

- 1 開 議 の 宣 告
- 2 会議録署名議員指名
- 3 代 表 質 問
- 4 散 会 の 宣 告

議 事 日 程 (第5号)

令和3年3月11日(木) 午前10時開議

第 1 会議録署名議員指名

第 2 一 般 質 問

議 事 の 順 序 (第5日)

令和3年3月11日(木) 午前10時開議

1 開 議 の 宣 告

2 会議録署名議員指名

3 一 般 質 問

4 散 会 の 宣 告

議 事 日 程 (第6号)

令和3年3月12日(金) 午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員指名
- 第 2 一 般 質 問
- 第 3 第 64 号 議 案 令和2年度浜松市一般会計補正予算(第10号)
- 第 4 第 65 号 議 案 浜松市介護保険条例及び浜松市国民健康保険条例の一部改正について
- 第 5 第 66 号 議 案 浜松市立小中学校空調設備整備事業に関する契約の一部変更について
- 第 6 第 67 号 議 案 市有財産の無償譲渡について
(万斛庄屋公園建屋)

議 事 の 順 序 (第6日)

令和3年3月12日(金) 午前10時開議

- 1 開 議 の 宣 告
- 2 会議録署名議員指名
- 3 一 般 質 問
- 4 議 案 上 程……
 - 自 日程第 3 第 64 号 議 案
 - 至 日程第 6 第 67 号 議 案4件
- (1) 説 明
(休憩) 議案説明会開催
- (2) 質 疑
- (3) 委 員 会 付 託
- 5 休 会 の 決 定
- 6 散 会 の 宣 告

令和3年第1回浜松市議会定例会議案付託件目表（追加議案）

総務委員会

- 第 64 号議案 令和2年度浜松市一般会計補正予算（第10号）
第1条（繰越明許費）中
第2款 総務費中
第1項 総務管理費

厚生保健委員会

- 第 64 号議案 令和2年度浜松市一般会計補正予算（第10号）
第1条（繰越明許費）中
第3款 民生費
- 第 65 号議案 浜松市介護保険条例及び浜松市国民健康保険条例の一部改正について

環境経済委員会

- 第 64 号議案 令和2年度浜松市一般会計補正予算（第10号）
第1条（繰越明許費）中
第4款 衛生費
第6款 農林水産業費
第7款 商工費
第11款 災害復旧費中
第1項 災害復旧費中
農地・農業用施設災害復旧費

建設消防委員会

- 第 64 号議案 令和2年度浜松市一般会計補正予算（第10号）
第1条（繰越明許費）中
第8款 土木費
第9款 消防費
第11款 災害復旧費中
第1項 災害復旧費中
土木施設災害復旧費
- 第 67 号議案 市有財産の無償譲渡について（万斛庄屋公園建屋）

市民文教委員会

- 第 64 号議案 令和2年度浜松市一般会計補正予算（第10号）
第1条（繰越明許費）中
第2款 総務費中
第11項 生涯学習費
- 第 66 号議案 浜松市立小中学校空調設備整備事業に関する契約の一部変更について

持続的な污水处理システム構築における国の支援を求める意見書（案）

污水处理を所管する3省（国土交通省、農林水産省、環境省）が連携し、10年程度で污水处理の概成を目指すため、平成26年1月30日「持続的な污水处理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル」を策定し、都道府県に対し、人口減少等の社会状況の変化を踏まえ、さらに時間軸を考慮した污水处理手法の徹底的な見直しを要請し、各自治体において取組を進めている。

本市は、平成28年度から令和7年度までの浜松市污水处理10年プランを策定し、污水处理の概成を目指しているが、様々な課題を抱えている。中山間地を含む1558平方キロメートルの面積を有する本市においては、下水道のさらなる延伸は困難である。污水处理の現状は、令和元年度末時点で、下水道整備区域外においてはくみ取便槽利用5276基、単独浄化槽1万7814基、合併浄化槽2万4163基、下水道整備済区域においても下水道未接続は1万2104戸に上ることから、今後さらなる投資が必要である。

さらに、コロナ禍において自治体の財政状況の悪化は避けられず、単独の予算では十分な投資を行うことができない。また市民にとってもコロナ禍による収入減は、費用負担を伴う合併処理浄化槽への設置替えや、下水道接続をちゅうちょする原因となりかねない。

よって、国においては、生活環境の保全及び公衆衛生の向上のため、持続的な污水处理システム構築におけるさらなる支援を下記のとおり強く要望する。

記

- 1 下水道法第10条により義務化されている下水道接続について、国の責任のもと広く国民に周知すること。
- 2 個人設置型合併処理浄化槽の設置に対する交付金の算定根拠となっている、標準設置工事費に占める公費負担割合を現行の40%から引き上げるなど、浄化槽に係る交付金制度を見直すこと。
- 3 くみ取便槽から合併処理浄化槽への転換に要する宅内配管工事費に係る交付金制度を追加すること。
- 4 浄化槽法により規定されている年1回以上の清掃要件を、利用の実績に応じたものにするなど、水質が保全されることを前提に利用者の負担軽減が図られるよう見直すこと。
- 5 下水道利用者と合併処理浄化槽利用者の中で、負担金額に差が生じていることから、合併処理浄化槽維持管理費に係る交付金制度を創設すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

新型コロナウイルス感染症の影響による自殺防止対策を講じる地方公共団体へのさらなる支援を求める意見書（案）

新型コロナウイルス感染症の拡大はいまだ収束することなく、国は2度目の緊急事態宣言を発出したところである。

この1年間、業績悪化のため、解雇や雇い止めなど雇用状況が厳しくなり、有効求人倍率も低下した。そして、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、生活困窮、健康問題及び家族環境の変容などに起因した自殺者が増加している。厚生労働省の発表によると、昨年の自殺者増加率は、7月以降6か月連続で増加し、2020年の自殺者数は2009年のリーマンショック後以来の増加となった。女性の自殺者数は2年ぶりに増加し、小中高生といった若者の自殺者数に関しては、過去最多となるなど、女性や若者の自殺者の増加が顕著となっている。

本市では、国における平成28年4月の自殺対策基本法の改正、翌年の自殺総合対策大綱の閣議決定を踏まえ、浜松市自殺対策推進計画を策定し、浜松市自殺対策地域連携プロジェクト「絆プロジェクト」の充実や、ゲートキーパーの養成により、より多くの関係者によるセーフティネットの強化を図っているところである。

こうした状況の中、国は令和2年度補正予算において、「新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金」により、相談体制の拡充や相談員等の養成及び質の確保を支援するとしているが、依然として新型コロナウイルス感染症について先が見えない中、今後その影響による自殺者の大幅な増加が懸念される。

よって、国においては、地方公共団体の自殺防止対策に対し、下記の事項についてさらに幅広く継続的な措置を行うよう強く要望する。

記

- 1 対面相談が制限される中、電話やLINE等のSNSの積極的活用と併せ、安全・安心な対面相談体制の拡充に対して財政支援をすること。
- 2 ゲートキーパーの養成及び相談支援員確保の取組に対する支援を強化すること。
- 3 生活不安、子育て不安、DV被害に対する相談支援体制の強化に加えて、声を上げにくい若年層などに対する見守り体制への支援を強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

デジタル手続法に基づくマイナンバーカード普及に向けた基盤整備等を求める
意見書（案）

政府は昨年12月、行政デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針を決定し、マイナンバー制度と国・地方のデジタル基盤改善に関する工程表をまとめた。

マイナンバーカードが令和4年度末までにほぼ全住民に行き渡ることを目標にしており、預貯金口座とのひもづけ、健康保険証や運転免許証との一体化、自治体ごとに整備されている業務システムの令和7年度末までの統一を目指すとしている。

マイナンバーカードの交付率は、令和3年1月1日時点で全国では24.2%（約3077万枚）、政令指定都市平均では25.7%（約708万枚）、本市においては21.7%（約17.4万枚）と依然として低調である。これは、マイナンバーカードにひもづけられた個人情報の漏洩や取扱いに対する不安が払拭できていないなどの理由が考えられる。

本市のマイナンバー対応窓口は、現在、新規交付業務のほか、電子証明書の5年ごとの更新など、コロナ禍の中多くの市民が来庁し大変混雑している。

政府はカードの未取得者約8000万人に、QRコード付きの交付申請書の発送を開始し、オンライン申請や証明写真機からの申請も可能となったが、本人確認については区役所での直接対応となっている。

また、平成28年の制度開始から5年が経過し、窓口においては初回の更新手続が増加しているが、設定時のパスワードを忘れていた市民も多いことから、その対応に多大な時間を要しており、混雑に拍車をかけている状況である。

そのため現場では3密対策と併せ、混雑を避けるための窓口の増設、待合スペースの確保など対応に迫られている状況である。

よって、国においては、デジタル手続法に基づくマイナンバー制度の確立に向け、マイナンバーカード普及に向けた基盤整備等を早急に進めるために、下記の事項に取り組むことを強く要望する。

記

- 1 個人情報保護の観点から必要とされる情報管理システムの強化を行うこと。
- 2 ICTを活用した更新等の手続における本人確認など、新しい認証制度を早期に実現すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

地方自治体のデジタル化の着実な推進を求める意見書（案）

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、行政のデジタル化推進の必要性が高まるとともに、様々な課題が浮き彫りになった。

こうした中、国は、「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」において、「国民の利便性を向上させる、デジタル化」、「効率化の追求を目指した、デジタル化」、「データの資源化と最大活用に繋がる、デジタル化」、「安心・安全の追求を前提とした、デジタル化」、「人にやさしい、デジタル化」実現のため、本格的・抜本的な社会全体のデジタル化を進めるとの姿勢を示し、国民が安全で安心して暮らせ、豊かさを実感できる強靱なデジタル社会を実現するため、デジタル化による社会構造の変革・社会全体の行動変容に重点を置いて取組を進めることとしている。

本市においても、官民連携によりデジタル・スマートシティを推進しているところであり、社会全体で徹底したデジタル化を進めることで、東京一極集中による社会資源の偏在が緩和され、地方における人材不足の解消、少子高齢化対策、地方経済の活性化等、地方創生のさらなる進展も予想されるなど、国の果たすべき役割について大きな期待を寄せている。

よって、国においては、「デジタル・ガバメント実行計画」に基づく地方自治体のデジタル化の着実な推進を図るため、下記の事項を実施するよう強く要望する。

記

- 1 今後、制度改正に伴うシステム改修を行う際には、地方の事務処理の実態を正確に把握するとともに、地方自治体の負担とならないよう十分な財政措置を講じること。
- 2 地方自治体が行うデジタル社会を支える人材を育成するための取組に対し、人的な面も含めた支援の強化措置を講じること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

2050年二酸化炭素実質排出ゼロに向けた
地方公共団体への財政措置等を求める意見書（案）

地球温暖化対策の推進に関する法律では、都道府県及び市町村は、その区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出の抑制等のための総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施するように努めるものとされている。

こうした法制度も踏まえつつ、昨今、脱炭素社会に向けて、2050年二酸化炭素実質排出量ゼロに取り組むことを表明した地方公共団体が増えつつある。

本市においては、2050年二酸化炭素排出実質ゼロを目指し、再生可能エネルギーの供給拡大、F S C森林認証を軸として持続可能な森林経営の推進、天竜材のブランド化による利用拡大を図ることにより、二酸化炭素吸収源としての役割を強化しているところである。しかしながら、産業・運輸・家庭部門などから、多量の二酸化炭素が排出され続けており、脱炭素社会に向けた有効な施策としての次世代自動車の普及をはじめ、公共交通網や自転車道の整備などのインフラ整備、カーシェアリングの促進等、地方公共団体だけで改善するには限界がある事業に対しては国によるさらなる積極的な支援が必要である。

よって、国においては、2050年二酸化炭素排出実質ゼロに向け、中長期的にわたる地方公共団体の取組を後押しする財政措置を含む総合的な支援を実施するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

浜松市議会会議規則の一部改正について

改正の趣旨：本会議、委員会の出産以外の欠席事由について明文化するとともに、出産のために欠席する場合の欠席期間の範囲を規定するものです。

浜松市議会会議規則の一部改正（案）

改正前	改正後
<p>(欠席の届出)</p> <p>第2条 議員は、<u>事故のため</u>出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。</p> <p>2 議員は、出産のため出席できないときは、<u>日数を定めて</u>、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。</p>	<p>(欠席の届出)</p> <p>第2条 議員は、<u>公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため</u>出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。</p> <p>2 議員は、出産のため出席できないときは、<u>出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前</u>の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。</p>
<p>(欠席の届出)</p> <p>第81条 委員は、<u>事故のため</u>出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。</p> <p>2 委員は、出産のため出席できないときは、<u>日数を定めて</u>、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。</p>	<p>(欠席の届出)</p> <p>第81条 委員は、<u>公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため</u>出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。</p> <p>2 委員は、出産のため出席できないときは、<u>出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前</u>の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。



全議M1第10号
令和3年2月12日

市議会議長各位

全国市議会議長会
会長 野尻哲雄

標準市議会会議規則の一部改正について

去る2月3日に書面開催いたしました第222回理事会・第111回評議員会合同会議においてご了承いただきました標準市議会会議規則の一部改正について、別添のとおり通知いたします。

今回の改正は、女性をはじめとする多様な人材の市議会への参画を促進する環境整備を図る観点から、住民が議員として活動するに当たっての制約要因の解消に資するため、本会議や委員会への欠席事由として育児、看護、介護等を明文化するとともに、出産について産前・産後期間にも配慮した規定の整備を図ったほか、行政手続等において原則として押印を廃止する政府の政策動向を踏まえ、市議会に対する請願に係る署名押印の見直しを行ったものです。

各市議会におかれましては、改正の趣旨をご理解の上、早期の市議会会議規則の改正について適切にご配慮いただきますようお願い申し上げます。

また、今回の欠席事由に係る改正は、平成27年の改正により本会議及び委員会の欠席事由として「出産」が明文化されたこと等を踏まえて行われたものであることに鑑み、会議規則において「出産」を欠席事由として明文化されていない市議会におかれましては、今回の標準市議会会議規則の改正を機に、その明文化について改めてご検討いただきますようお願い申し上げます。

なお、欠席事由に係る会議規則の改正に止まらず、議員活動と家庭生活との両立支援など住民が議員活動をしやすい環境づくりは、女性をはじめ多様な人材の市議会への参画を促す環境整備の一環として重要なことだと存じます。

いくつかの市議会では、女性模擬議会の開催やハラスメント防止研修などに取り組まれているところですが、各市議会におかれましては、それぞれの市の実情を踏まえ、男女を問わず議員活動をしやすい環境づくりへの取組について、適切な配慮をいただきますようお願い申し上げます。

本会といたしましても、引き続き、このような取組に対する地方財政措置の拡充を要望して参ります。

全国市議会議長会

企画議事部 本橋・篠田・内田

TEL : 03-3262-2303

FAX : 03-3263-5751

標準市議会会議規則の改正について（欠席の届出関係）

改正の理由

令和2年12月25日、「第5次男女共同参画基本計画」が閣議決定され、地方議会議員の本会議や委員会への欠席事由として標準会議規則において明文化されている出産について、産前・産後の期間にも配慮した規定とするよう、政府から本会はじめ三議長会に要請することとされた。併せて、育児や介護等についても、欠席事由として同規則への明文化を要請することとされた。12月23日には、担当大臣はじめ政府与党から本会の会長に要請がなされた。

それ以前にも、「第32次地方制度調査会の答申（令和2年6月）や「地方議会・議員のあり方に関する研究会報告書」（令和2年9月）において、女性をはじめとする多様な住民が議員として活動するに当たっての制約要因の解消に資するため、標準会議規則に出産、育児、介護等を明文化すべきとの指摘がなされていたところである。

本会ではこれまでも、女性をはじめ多様な人材の市議会への参画を促進することが議員のなり手の確保にもつながるとの観点から、政府において必要な環境整備等を図ることを求めてきた経緯がある。基本計画の記載は、本会要望の趣旨と軌を一にするものであり、政府与党からの要請を受け止め、これに沿った対応を図ることが適当である。

このような基本的考え方に立って、標準市議会会議規則第2条及び第91条を以下のとおり改正する。

新	旧
<p>(欠席の届出)</p> <p>第2条 議員は、<u>公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。</u></p> <p>2 議員は、<u>出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。</u></p> <p>(欠席の届出)</p> <p>第91条 委員は、<u>公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。</u></p> <p>2 委員は、<u>出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。</u></p>	<p>(欠席の届出)</p> <p>第2条 議員は、<u>事故のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。</u></p> <p>2 議員は、<u>出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。</u></p> <p>(欠席の届出)</p> <p>第91条 委員は、<u>事故のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。</u></p> <p>2 委員は、<u>出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。</u></p>

改正の考え方について

1. 女性をはじめ多様な人材の市議会への参画を促進する環境整備の一環として、議員として活動するに当たっての制約要因の解消に資するため、すでに規定されている「出産」に加え、「育児」「看護」「介護」及び「配偶者の出産補助」を具体的に例示として明文化するものである。

「看護」「介護」等については、高齢化と世帯の縮小が進む中、男女、年齢を問わず必要となる事由と考える。

出産については、医学的な知見を踏まえ、出産に伴う欠席期間の範囲を明文化することが適当と考えられ*、この点において他の欠席事由とは異なる事情を有することに鑑み、これまで通り第2項に規定することとする。

*産前産後の期間における母体の健康維持・回復に必要な期間について、配慮する必要。
(厚生省「母性保護に係る専門家会議報告書」(平成8年10月)参照)

なお、「配偶者の出産補助」については、「看護」「介護」に準じる事由と理解できること、加えて、令和2年12月15日閣議決定の「全世代型社会保障の方針」において、妻の出産直後の育児休業の取得を促進する新たな枠組みを導入するとされ、令和3年の通常国会に必要な法案の提出を図るとされていることなどを踏まえたものである。

2. 上記の改正に併せて、規定の整備を行う。現行標準会議規則では、「出産」以外の具体の欠席事由を明文化せず、本会議や委員会に出席できない事由を一括して「事故」と総称してきたが、法令上の「事故」*概念と一般社会における「事故」概念に隔たりがあり、「事故」という言葉の使用に違和感があるという意見も多い。

このため、参議院規則や他の議長会の標準会議規則との整合性にも配慮しつつ一般的に欠席がやむを得ないと想定し得る代表的な事由として、「公務」「疾病」を例示するとともに、「事故」を「その他のやむを得ない事由」に改める。

*使用例として、地方自治法第106条では、議長の職務遂行が困難な事由を「事故」としている。

参考 標準都道府県議会会議規則(令和3年1月27日改正)

第2条 議員は、公務、疾病、出産、育児、介護その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、当該出産の予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の予定日(議員が出産したときは、当該出産の日)後8週間を経過する日までの範囲内で、出席できない期間を明らかにして、あらかじめ議長に届け出ることができる。

参考 衆議院規則

第185条 議員が事故のため出席できなかつたときは、その理由を附し欠席届を議長に提出しなければならない。

- 2 議員が出産のため議院に出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ議長に提出することができる。

参考 参議院規則

第187条 第1項 略

- 2 公務、疾病、出産その他一時的な事故によって議院に出席することができないときは、その理由を記した欠席届を議長に提出しなければならない。

改正後の運用等について

1. 欠席事由等について

(1)「公務」については、議会の開会中、会議を欠席しても、議員派遣（地方自治法第100条第13項）や委員派遣（標準市議会会議規則第106条）、広域連合や一部事務組合の議会への出席、議会代表としての正副議長による会議等への出席などが必要とされる事態を想定している。

具体的にどのような事態がこれに該当するかについては、本会議や委員会より優先せざるを得ない状況か否かを事案ごとに判断することになる。

なお、議員派遣・委員派遣の議決により欠席届の提出を不要と解せるため、「公務」を加えることは必要ないという意見もあったが、議員派遣・委員派遣の手續と欠席届の手續は別目的のものであること、参議院規則でも議員派遣・委員派遣を含む「公務」を欠席事由として設けており、規則上、「公務」による欠席届を提出しなければならないとされていることから定めたものである。

(2)「疾病」については、病気による欠席のほか、怪我による欠席も含まれると解している。なお、同様の規定を設けている参議院規則においては、怪我の場合も疾病としての欠席届を受理する解釈・運用がなされている。

(3)「育児」「看護」「介護」については、主として議員の家族に対する「育児」「看護」「介護」の必要性が生じた場合を想定しているが、家族関係や居住形態の多様化により、地域ごとにその考えが異なる場合も予想されるため、必ずしも家族だけに限定せず、その範囲は地域の実情を踏まえて判断することが適当である。

実際に欠席届があった場合、その欠席事由がやむを得ないものとして議員の会議出席義務に優先するものか、各地方公共団体の職員に対する規則なども参考に、具体の事例に即して、個別に判断されることになる。

(4)「疾病」「育児」「看護」「介護」を通じて、それぞれを欠席事由とする場合の欠席日数についても、対象者の状態により異なるため、それぞれの事由に対する欠席期間を一律に提示することが困難である。

事由が生じた都度、議長等が既定の手續に従い、その欠席日数がやむを得ないものとして議員の会議出席義務に優先して必要とされるか、具体の事例に即して個別に判断されることになる。この点については、(3)と同様である。

(5)「配偶者の出産補助」については、議員の配偶者が出産する際の入退院、出産等の付添などにより欠席する場合を想定している。

(6)「その他のやむを得ない事由」については、上記の事由以外で欠席する場合であるが、どのような事由が「やむを得ない事由」に該当するかは、過去の市議会における事例などを参考に、各市議会が個別に判断することになる。

なお、今回の改正は、女性はじめ多様な人材の議会への参画を促す環境整備の観点から行ったものであり、「忌引き」や「災害」は例示として挙げていないが、各市の実状に応じてこれらを例示として規定することは差し支えないものと考えられる。

(7)欠席に関する届出の方法や書類(ex 医師の診断書など)添付の必要性、「育児」「看護」「介護」を欠席事由とする場合の対象者や欠席期間についての考え方など、欠席に関する具体的な手續において必要となる事項については、これらに関係する法律(育児・介護休業法)や各地方公共団体の職員に対する規則などを参考に、各市議会において要綱や規程の制定で対応することが考えられる。

また、欠席届の提出時期については、出産については、予定日があらかじめ判明することから、「あらかじめ」と規定したものであるが、その他の事由についても事由の内容や状況により、あらかじめ判明する場合もあることから、「あらかじめ」という規定がないことをもって事前の提出ができないとする趣旨ではない。従来からの運用に基づいて対応することになる。

2. 産前産後の欠席期間の運用について

会議規則第2条第2項の規定は、出産を予定している女性議員が、出産のために欠席するとき、産前6週、産後8週を欠席期間の上限として設けたものであるので、本人の意思によりこの期間未満の範囲を定めて欠席することも可能と解する。

また、議員の住民代表としての職責を考慮し、議員の意思による産前産後の会議への出席を可能とするため、産前産後の期間を連続して取得する場合だけでなく、分割して取得することも可能と解する。

産前6週産後8週の欠席期間については、医学的な知見を踏まえ、母体の健康維持・回復に必要な期間として設けたものである。

具体的な運用については、例えば、出産が予定日より遅れ、産前の欠席期間の6週間を超えた場合は、再度、欠席届を提出し当該超えた期間についても産前休暇として扱うことができると考える。しかし、出産が予定日より早く、例えば5週間で出産した場合、残りの1週間を産後の8週間に繰り越す(合計で産後9週間)ことはできないと考える。

標準市議会会議規則の考えは以上であるが、各市議会の判断で、例えば当該市の職員に対する該当規則に準じて産前産後とも8週とすることが、必ずしも否定される訳ではないと考える。

なお、欠席の届出方法や医師の診断書添付の要不要など具体的な手続等については、各市議会において、要綱や規程であらかじめ定めておくことが望ましいと考えており、本会としても今後、これらの制定状況に関する調査の実施を予定している。

3. 欠席期間中の議員活動について

いずれの欠席事由にせよ、欠席期間中の行為が、それぞれの欠席事由の趣旨に照らし、市民の議会に対する批判を招き、また、議会に対する信頼を損なうことがあってはならない。

とりわけ、長期に及ぶ産前産後の欠席期間を設ける趣旨は、女性議員が安心して出産し、産後の健康を母子ともに保持できる環境を整備することにある。したがって、産前産後の欠席期間中の議員活動やその他の行為は、その趣旨に沿ったものであることが求められる。例えば、本会議を欠席する一方、現地視察、所属政党の会議や後援会活動への参加、街頭演説などを行うことは、欠席に係る制度の必要性や信頼性を損ねることにつながりかねないため、欠席期間中の活動や行為については、その必要性等を十分吟味するとともに市民の批判を招くものとならないか深慮して慎重に対処する必要がある。

4. 産前産後の欠席期間中の議員報酬について

議員の報酬の額及びその支給方法は、条例で定めることになっている(地方自治法第203条第4項)。今回の規則改正とその運用に伴い、既に長期欠席議員の報酬減額条例を制定している市議会などにおいては、出産に伴う長期欠席を議員報酬の減額対象に追加するか否かについて、議論が提起される可能性があることに留意する必要がある。

なお、既に出産に伴う長期欠席を議員報酬の減額対象から除外している市議会もあるため、本会としても今後、これに関する詳細な調査を行うことにしている。

内部統制評価報告書の取扱いについて

1 趣旨

本年度からスタートした内部統制については、基本方針を定め、体制を整備する中、全庁体制で作業を進めているところである。今後作成される評価報告書は、来年度、監査委員の意見を付した上、議会に提出される予定であることから、議会として適切に対応するため、提出時期や報告を受ける場などを検討する必要がある。(別紙「浜松市内部統制基本方針」参照)

2 検討内容等

(1) 報告時期

令和3年9月定例会 ※報告案件(報第〇号)として提出

(2) 報告等の機会

決算審査特別委員会

↳ (全体会) 総務部長から内部統制評価報告書に基づき説明(監査委員審査意見を含む)
(分科会) 質疑は付属資料に基づき実施し、各所管課が対応

※総括事項は政策法務課、個別事項は所管課

【参考】 想定スケジュール

	想定スケジュール	(参考) 令和元年9月議会
報告書作成	5月	
監査提出(委員の審査期間)	6月～8月	
議案配布	9月中旬	9月11日
本会議(議長報告)	9月中旬	9月18日
決算審査特別委員会(全体会)	9月中旬	9月18日
決算審査特別委員会(分科会)	10月上旬	10月3日、4日

浜松市内部統制基本方針

浜松市は、「浜松市未来ビジョン（基本構想）」で「市民協働で築く『未来へかがやく創造都市・浜松』」を都市の将来像に掲げ、限られた経営資源の選択と集中により、適正かつ効率的な行財政運営に取り組んでいます。

これを実現し、市民からの信頼感を高めるためには、組織としてあらかじめリスクがあることを前提に、行政サービスの提供等の事務上のリスクを的確に把握、コントロールし、事務の適正な執行を確保する内部統制体制を機能させることが重要となります。

このため、本市では、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第150条第1項の規定に基づき、内部統制に関する基本方針を次のとおり定め、今後は、この基本方針に基づき、内部統制体制を整備し、推進してまいります。

1 内部統制の目的

(1) 業務の効率的かつ効果的な遂行

<実施の観点>

担当職員の経験や能力に過度に依存することなく、組織として一定の水準で滞りなく業務が進められるよう、業務を標準化するとともに、業務プロセスを明確化することで、業務の効率的かつ効果的な遂行を図ります。

(2) 財務報告等の信頼性の確保

<実施の観点>

会計事務などの財務に関する業務プロセスにおいて、リスクを的確に把握し、ルールを適切に運用することにより、財務報告等の信頼性を確保します。

(3) 業務に関わる法令等の遵守

<実施の観点>

職員一人ひとりが業務の根拠法令等を理解し、遵守することで、業務を適正に執行する体制の確保を図ります。

(4) 資産の保全

<実施の観点>

市が保有する資産の現状や課題を把握し、資産の取得や管理、活用、処分時における手続きの最適化及び適切な運用を行うことにより、資産の保全を図ります。

2 内部統制の対象

(1) 事務

- ①法第150条第1項第1号に規定する財務に関する事務その他総務省令で定める事務
- ②前号に掲げるもののほか、その管理及び執行が法令に適合し、かつ、適正に行われることを特に確保する必要がある事務として市長が認めるもの

(2) 組織

浜松市事務分掌条例（昭和46年浜松市条例第39号）に規定する部、事業本部及び危機管理課並びに、会計課、消防局、上下水道部、学校教育部、市選挙管理委員会事務局、

各区選挙管理委員会事務局、人事委員会事務局、監査事務局、農業委員会事務局、固定資産評価審査委員会の書記及び議会事務局

3 推進体制

内部統制の目的達成に向けて全庁横断的な取り組みを進めるため、各主体の役割を踏まえた全庁的な体制の整備及び運用により、内部統制を推進します。

4 内部統制の整備・運用状況等の報告

内部統制の整備と運用状況及び改善措置状況については、毎年度作成する内部統制評価報告書にまとめ、監査委員による審査を経た後に、監査委員の意見を付けて市議会へ提出し、公表してまいります。

5 基本方針の見直し

内部統制の進捗を踏まえ、必要に応じて本方針の見直しを行います。

6 施行期日

本方針は、令和2年4月1日から施行します。

令和2年3月13日 浜松市長 鈴木 康 友